

# 運搬容器の試験確認に係る業務規程実施細則

平成4年 7月1日

一部改正 令和4年12月1日危保細則第1号

## 第1 目的

この細則は、運搬容器の試験確認に係る業務規程（令和4年12月1日危保規程第13号。以下「業務規程」という。）に基づき運搬容器の試験確認業務を実施するにあたり、必要な細部事項を定めることを目的とする。

## 第2 用語の定義

この細則で用いる用語の定義は、業務規程に定めるところによる。

## 第3 自主定期検査

業務規程第5、1(7)で定める確認工場のロットの最大個数は、別表に定めるところによる。

## 第4 試験確認の取り消し等

1 業務規程第11、1(2)の「真正かつ公正な試験確認業務の遂行を阻害した場合」とは、次の例による。

- (1) 協会が指定した型式以外の運搬容器等に試験確認の表示を付したとき
- (2) 虚偽の試験確認の表示を付したとき
- (3) 登録をしていない試験確認の表示を運搬容器に付したとき
- (4) 安全性能基準等に適合しない確認工場ロット又は個別試験のロットの運搬容器に試験確認の表示を付して、出荷したとき
- (5) 協会の発行文書を偽造し、又はねつ造したとき
- (6) 上記以外で信義誠実に著しく反する行為があったとき

2 業務規程第11、1(3)の「協会の信用を失墜させ、又はそのおそれがある場合」とは、次の例による。

- (1) 業務規程第11、1(1)又は(2)に該当する行為の結果として、協会の信用に支障が生じたとき
- (2) 協会が発行した文書を不正に利用したとき
- (3) 協会を不当に誹ぼうしたとき
- (4) 試験確認の表示（表示の原版等を含む。）が譲渡され、又は貸与されたとき
- (5) 試験確認を受けた者の債権者等が試験確認の表示を占有したとき

3 業務規程第11、1(4)の「この規程に違背し、違背の内容につき、申請者に悪意又は許容し難い重大な過失があると認められる場合」とは、次の例による。

- (1) 業務規程第11、1(1)から(3)に該当する行為が過失（故意、過失の認定が困

- 難な場合を含む。)により行われたとき
- (2) 協会が試験確認業務に関して、資料の提出又は書面による報告を求めた場合に、正当な理由がないのに、これに応じなかったとき。

#### 附 則

この細則は、平成4年7月1日から施行する。

#### 附 則（令和4年12月1日）

- 1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際、改正前の第3、1に基づき休止している運搬容器の型式については、この細則の施行後最初に定期調査を受けるまでの間、引き続き休止を認める。この場合、当該定期調査において、休止している運搬容器の型式の復活を申請することができるものとする。型式の復活を申請する際には、当該型式の運搬容器の過去6ヶ月間の自社試験成績表を添付しなければならない。

## 別表

運搬容器の種類	個数（個）
鋼製ペール	200,000
金属板製 18 リットル缶等	500,000
金属製容器（鋼製ペール、金属板製 18 リットル缶等を除く。）	50,000
プラスチックドラム	50,000
プラスチック容器（プラスチックドラムを除く。）	50,000
ファイバドラム	50,000
木箱、プラスチック箱、ファイバ板箱	50,000
樹脂クロス袋、プラスチックフィルム袋、織布袋、紙袋	500,000